

# 令和6年度血圧計導入助成事業要領

令和6年4月1日  
公益社団法人福島県トラック協会

## 1 助成の目的

この助成金は、過労死や健康起因事故の原因となる脳・心臓疾患の要因である高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、高機能な血圧計の導入を促進することによって乗務前点呼における血圧測定を推進することを目的とする。

## 2 助成対象者

次の（１）及び（２）の条件を満たすもの

（１）公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

（２）中小企業事業者であること。

※ 中小企業事業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

## 3 助成の対象となる血圧計

令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に購入した管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、公益社団法人全日本トラック協会が別に定める基準を満たす機器とする（中古品及びリース導入を除く。）。

## 4 助成台数

1会員2台まで

## 5 助成金額

血圧計1台につき70,000円とする。

ただし、1台の価格が70,000円未満の場合はその額（消費税等は除く。）とし、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含めない。

## 6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

## 7 予算額 700,000円

## 8 助成金の申請手続

別紙の「血圧計導入助成事業実施報告書（助成金申請書）」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

## 9 機器の処分制限

機器導入後6年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付け又は担保を行わないこと。

## 10 注意事項

国又は他の団体等から助成金を受けた（受ける）場合は助成の対象とならない。